

令和6年12月25日

金融庁企画市場局  
企業開示課 御中

一般社団法人 信託協会

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見について

1. 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）に関する意見

番号	該当箇所	意見等
1	第 19 条第 2 項第 2 号の 2	事後交付型株式報酬において、改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令案」という。）19 条 2 項 2 号の 2 の規定により株券等について臨時報告書を提出する場合、当該株券等の取得勧誘又は売付け勧誘等は、金融商品取引法 4 条 1 項本文の適用を受けないため、同項本文の適用を受けることを前提とした届出前勧誘禁止規制も適用されず、また、いわゆる待機期間（金融商品取引法 8 条 1 項）も生じないという理解でよいか。
2	第 19 条第 2 項第 2 号の 2 柱書	<p>① 事後交付型株式報酬制度における「取締役会の決議若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定」とは、当該制度を定める決議（改正後の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン案」という。）4-2-1 における「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨」を定める決議）を指すのか、あるいは、当該制度に基づく新株発行又は自己株式処分に係る決議（信託を用いた制度の場合は発行会社から信託への発行又は処分、信託を用いない制度においては発行会社から取締役等への発行又は処分に係る決議）を指すのか。</p> <p>② 仮に①が前者を指す場合、実際に取締役等へ株券等を発行又は処分する時点でその条件が定まることから、訂正臨時報告書の提出が求められることになるのか。</p>
3	第 19 条第 2 項第 2 号の 2 イ（4）	信託を用いて子会社の取締役等に株式を交付する制度に基づき取得勧誘を行う場合、直接自己株式処分等を行う相手方は受託者であるが、実質的な取得勧誘の相手方は、子会社の取締役等であるとして、当該子会社と提出会社との間の関係を記載するという認識でよいか。
4	第 19 条第 2 項第 2 号の 2 イ（6）	信託を用いて取締役等に株式を交付する制度に基づく取得勧誘の場合、どのような記載が想定されているのか。例えば、譲渡が制限されている期間中は、正当な理由がある場合を除いて取締役等に対して株式の交付が行われず、信託銀行が株式を管理している旨を記載すれば足りるのか。特に、開示ガイドライン案 24 の 5-14-3 では「株券等を管理する金融商品取引業者における具体的な管理の内容について記載すること」とされているが、信託銀行による管理が行われ、金融商品取引業者が管理を行わない場合、このような記載は不可能である。

5	第 19 条第 2 項第 2 号の 2 イ (8)	開示府令案 19 条 2 項 2 号の 2 イ (8) (i) の文言からすると、従業員持株会型 ESOP は、本条項に該当するという認識でよいか。信託設定時に信託が一括で取得した株式を持株会が順次購入していくことに関する契約が持株会契約の定義に該当するというものでよいか。
---	---------------------------	---

2. 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）に関する意見

番号	該当箇所	意見等
6	4-2-1	開示ガイドライン案 4-2-1 では、取締役等に対し所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨の定めがある株式報酬についての規律が設けられているが、事後交付型株式報酬（いわゆる RSU（譲渡制限付株式ユニット）、PSU（業績連動型株式ユニット）、株式交付信託。以下同じ。）を含む趣旨であり、事後交付型株式報酬であっても、金融商品取引法施行令（以下「令」という。）2 条の 12 第 1 号に定める株券等に該当するという理解でよいか。
7	4-2-1	開示ガイドライン案 4-2-1 には、発行会社等の取締役等に対し所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨を定めて通知その他の方法により当該取締役等に当該定めの内容を知らせることは令 2 条の 12 第 1 号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等に該当し得る旨の記載があるが、株式交付信託において、受託者が発行会社の株券等を市場から取得する場合には、発行会社が株式の発行等（新株発行または自己株式の処分）を行うわけではないことから、取得勧誘を観念することはできず、また、市場による売買は「売出し」の定義から除外されているため（金商法 2 条 4 項柱書最後の括弧書）、売付け勧誘等も観念できないことからすれば、市場買付は同号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等に該当せず、同号により臨時報告書の提出が必要となることはなく、有価証券届出書の提出も不要であるという理解でよろしいか。
8	4-2-1	「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨」について、あらかじめ交付する株券等の数が分からない業績連動型の株式報酬制度を定める場合でもこれに該当するというものでよいか。また、業績連動型の株式報酬制度の中でも、確定した業績の実績値が定まれば自動的に交付する株券等の数が定まるような明確な計算式が定められているような場合や、報酬委員会等所定の期間による評価がプロセスに入る場合など、業績の連動のさせ方は異なる場合がありうるが、いずれについても、「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨」に該当するのか。

9	4-2-1	<p>臨報特例の対象とならず有価証券届出書の提出を要する場合、有価証券届出書の提出後に取得勧誘が可能となるところ、事後交付型株式報酬制度では、開示ガイドライン案 4-2-1 によれば「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨」を定めて通知する行為が取得勧誘になることから、信託を用いない事後交付型株式報酬制度のように、当該行為から実際に取締役等への発行又は処分までのタイムラグがあるような場合（例えば、業績評価期間が1年間であれば1年後になる場合等）、「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨」を定める時点で有価証券届出書を提出し、その後の取締役等への発行又は処分の時期に、その条件が定まることから訂正有価証券届出書の提出を要するのか。</p>
10	4-2-2	<p>他の事後交付型株式報酬から株式交付信託へ移管する場合や、他の事後交付型株式報酬で付与されていたユニットを株式交付信託のポイントへ振り替える場合に、信託設定後、すぐに「退任又は退職」を理由として受益権確定日を迎えるケースがあり得るが、このようなケースにおいても、開示ガイドライン案 4-2-2 (1) 「その他正当な理由」を理由として受益権確定日を迎えるものであれば、令 2 条の 12 第 1 号に規定する「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならない株券等の譲渡であるとの理解でよいか。</p>
11	4-2-2	<p>事後交付型株式報酬制度において、発行会社の社内規程等において、開示ガイドライン案 4-2-2 (1) の正当な理由がない場合における取締役等の退任、退職の場合にも株券等を交付する旨を定めている場合、令 2 条の 12 第 1 号の譲渡制限期間満了前に株券等が交付される可能性があるものの、株券等の交付後一定の期間譲渡制限をかけるなどの措置をとることにより特例の対象となるのか。その場合、単に譲渡制限契約を締結するだけでなく、金融商品取引業者において他の株券等と分別して管理する措置まで必要となるのか。</p>
12	24 の 5-14-4	<p>事後交付型株式報酬において、開示府令案 19 条 2 項 2 号の 2 の規定により株券等について臨時報告書を提出する場合に関して、開示ガイドライン案 24 の 5-14-4 には、臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて当該株券等を交付することが見込まれることとなったときに限り、訂正報告書が必要である旨記載されているが、それ以外の事由（たとえば、参照方式による有価証券届出書を提出した場合において、一般的には訂正事由と解されている、待機期間中の半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書の提出）については、訂正報告書の提出は不要であるという理解でよいか。</p>